

南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 高橋 善一 は、南陽市農業委員会委員総会を令和3年6月25日午後2時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 13名
2. 出席委員 11名にしてその氏名は次のとおり
1番 高橋 善一 2番 黒澤 ちよ子 4番 峠田 一徳
6番 渡部 基司 7番 本間 仁一 8番 安達 芳紀
9番 佐藤 一志 10番 小野 博 11番 渡沢 寿
12番 伊藤 圭一 13番 鈴木 正徳
3. 欠席通告委員 1名にして氏名は次のとおり
5番 浅野 厚司
4. 遅刻通告委員 1名にして氏名は次のとおり
3番 高橋 誠一
5. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局 長 安部 浩二
同 上 事務局 長 補佐 山内 美穂
同 上 農地係 長 嶋貫 信一郎
6. 付議事件
日程第1 会議録署名委員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 報第9号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
日程第5 議第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について
日程第6 議第27号 農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について
日程第7 議第28号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について
日程第8 議第29号 非農地証明願に対する可否について
日程第9 議第30号 南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について
日程第10 承第2号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

(開会：ときに午後2時00分)

7. 会議の要領
議長（高橋会長）

令和3年6月18日付け南農委告示第6号をもって招集いたしました、南陽市農業委員会委員総会を開会いたします。

ただいま出席されている委員は11名であります。なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、5番浅野厚司委員の1名であります。また、遅刻する旨の届出あった委員は、3番高橋誠一委員の1名であります。

よって過半数の出席を得ており、会議規則第7条の規定により会議が成立いたしますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。

議長（高橋会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、会議規則第40条の規定により議長が指名いたします。10番小野博委員、11番渡沢寿委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員 10番 小野 博 委員
11番 渡沢 寿 委員

議長（高橋会長）

日程第2「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（高橋会長）

日程第3「諸般の報告」につきましては、別紙諸般の報告書によってご了承願います。

議長（高橋会長）

日程第4 報第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、報第9号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により、本委員会に対し貸借の合意解約が成立した旨の通知が2件ありましたので、ご報告するものであります。

……………3番 高橋誠一委員 入室（ときに午後2時6分）……………

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長より説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、報第9号について、ご説明申し上げます。議案書は1ページをご覧ください。

　1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人公益財団法人やまがた農業支援センターの賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 現況が田 284㎡を時効取得による所有権移転したため、合意解約するものです。

　2番につきましては、賃貸人公益財団法人やまがた農業支援センターと賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 現況が田 284㎡を時効取得による所有権移転したため、合意解約するものです。以上です。

議長（高橋会長） 　ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 　「なし」の声がありますので、報第9号は了承いただいたものと認めます。

議長（高橋会長） 　次に、日程第5 議第26号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 　ただ今上程されました、議第26号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。

　本案は、農地法第3条の規定により、本委員会に対し賃借権設定2件の許可申請がありましたので提案するものであります。

　農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） 　ただ今、事務局長より提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 　ただ今、提案されました、議第26号について、ご説明申し上げます。議案書は2ページをご覧ください。賃借権設定の申請となります。

　1番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 田 2, 280㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

　2番につきましては、■■■■と■■■■との間で設定するもので▲▲字▲▲ 外1筆 田 合計9,004㎡について、新規の5年で、毎年12月31日支払、金納となっております。

　なお、2件とも田の申請で、6月から8月までは申請の受付を控えていただく時期ですが、両契約とも基盤強化促進法の期間満了による切替の手続きが遅れたための手続きで、引き続き耕作されていることから申請を受け付けたものです。以上です。

議長（高橋会長）　　ここで、議第26号の現地調査について担当委員より、報告をお願いいたします。

1番及び2番の現地調査について、13番鈴木正徳委員より報告をお願いいたします。

13番　　昨日現地を確認してまいりました。

（鈴木正徳委員）　　申請地は全て耕作され、周辺農地への影響もないことを確認してまいりました。継続で転作大豆が作付けされているようです。以上です。

議長（高橋会長）　　お諮りいたします。これより審議に入りますが、一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）　　異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）　　「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について、表決いたします。お諮りいたします。ただいまの案件について、申請のとおり許可することが妥当と認める委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）　　妥当と認める委員が全員と認めます。よって、本案件については、申請のとおり許可することに決しました。

議長（高橋会長）　　次に日程第6　議第27号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長　　ただ今上程されました、議第27号「農地転用事業計画変更申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法に基づく農地転用許可を受けた農地について、事業計画を変更したい旨の申請が1件ありましたので提案するものであります。

農地法関係事務処理要領に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）　　ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました議第27号について、ご説明いたします。
議案書は3ページをご覧ください。

1番につきましては、令和3年5月11日に5条で転用許可になりました件の事業計画変更になります。

当初計画された譲受人は、一般住宅を建築するため転用許可を受けましたが、転用された農地に隣接する官地の払い下げを受けられることになったため、この官地に隣接する農地を追加で転用申請し、駐車スペースを確保するため、当初事業計画の変更を申請するものです。

なお、追加の転用申請については、後の議第28号の7番で審議いただきます。以上です。

議長（高橋会長）

ここで、議第27号の現地調査について、4番峠田一徳委員より、報告をお願いします。

4番
（峠田一徳委員）

6月18日に、私と、山内事務局長補佐、嶋貫係長の3名で、事業計画申請1件の現地調査を行ってまいりました。この案件について、申請のとおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長）

これより、本案件について、審議に入ります。質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

……なしの声……

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、変更申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……全員挙手……

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、変更申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第7 議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第28号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第5条第1項の規定により、本委員会に対し所有権移転4件、賃貸借権設定2件、使用貸借権設定1件、合計7件の許可申請がありましたので、提案するものであります。

関係法令、通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありました。農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長

ただ今、提案されました、議第28号について、ご説明申し上げます。議案書は4ページと5ページになります。初めに4ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑474㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

2番につきましては、■■■■が、■■■■と■■■■から、▲▲字▲▲ 外4筆 畑 合計639㎡を所有権移転し、駐車場として利用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

3番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑512㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

4番につきましては、■■■■が、■■■■から、▲▲字▲▲ 畑102㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

5番につきましては、■■■■が、■■■■と賃貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 外4筆 田が374㎡ 畑567㎡ 合計941㎡を、仮設駐車場を使用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分が原則転用許可できない農振農用地内農地ではありますが、例外規定の一時的な転用に該当し、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

続いて5ページをご覧ください。

6番につきましては、■■■■が、■■■■と賃貸借権を設定して、▲▲字▲▲ 田 741㎡を、駐車場として使用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

嶋貫農地係長 7番につきましては、先ほど事業計画変更でご審議いただいた関連案件となります。■■■■が、■■■■と使用貸借権を設定して、▲▲字▲▲畑 8.57㎡を、駐車場として使用するため、申請があったものです。当該地は、農地区分第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、議第28号 1番から7番までの全7件に係る現地調査について、4番嶋田一徳委員より、報告をお願いします。

4番（嶋田一徳委員） 6月18日に、私と山内事務局長補佐、嶋貫係長の3名で、5条7件の現地調査を行ってまいりました。

始めに5番の案件についてですが、元々農地であったところに砂利を敷いて駐車場にしているという形でありました。まだ許可が下りる前でしたので、事前着工ではないのか、と近隣住民の方からご指摘いただき、確認をしてまいりました。当初の事業計画中に、原状復帰するためのシートを敷いた上に砂利を敷いて駐車場を作る、という計画が出されておりまして、更に現地を確認しましたところ、シートの上に砂利を敷かれておりました。■■■■の認識が甘かったようですが、今回のような場合はきちんと申請を出してくださいと伝えたいので、始末書の提出を求め、提出されていることも確認しております。工事が終わった暁には、元の農地に戻すことで、今回一時転用の許可さえいただければいいのではないかと、思います。

6番の案件につきましては、現在申請をしている方のお父様がずっと管理していたようですが、お父様が亡くなりまして、そのままの状態だと管理が大変だということで、砂利を敷いて管理しようとしたようです。今回は、始末書を提出したうえで転用の申請を行うことになりました。始末書を見た後に現地も確認しましたが、既に砂利が敷かれていて駐車場になっておりました。第3種農地でもありますので、仕方ないかなと、思います。

その他の案件については、申請のおりであったことをご報告申し上げます。

議長（高橋会長） お諮りいたします。これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長） 異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

議長（高橋会長） 5番の案件については、期間はどのくらいになりますか。

嶋貫農地係長 工事完了が令和4年12月31日までとなりますので、それまでの間に原状復旧することになります。

議長（高橋会長） ほかに質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、申請のとおり許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 許可することが妥当と認める委員が、全員と認めます。

よって、本案については、申請のとおり許可相当の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長） 次に、日程第8 議第29号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長 ただ今上程されました、議第29号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第2条に規定する農地に該当しない旨の証明の願い出が本委員会に対し1件ありましたので、提案するものであります。

事実を確認のうえ、証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長） ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農地係長の補足説明を求めます。

嶋貫農地係長 ただいま提案されました、議第29号につきまして、ご説明します。
議案書6ページをご覧ください。

1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 外2筆 登記地目が畑 合計1,116㎡が、昭和50年頃から耕作せず山林化して現在に至っているものです。

耕作出来る状態に回復するのが困難なため、証明できるものと判断できます。以上です。

議長（高橋会長） ここで、現地調査について、報告をお願いします。

議第29号1番の現地調査について、10番小野博委員より報告をお願いします。

10番 この農地は申請のとおりであったことをご報告申し上げます。

（小野博委員）

議長（高橋会長） これより、本案件について、審議に入ります。質疑、意見を求めます。

質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について、願い出のとおり証明することが妥当と認める委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長）

妥当と認める委員が、全員と認めます。
よって、本案件については、願い出のとおり証明することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第9 議第30号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」を上程いたします。
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、議第30号「南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年6月3日付け農第253号で、南陽市長から本委員会に対し、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により計画の変更2件について意見を求められましたので、ご提案するものであります。

ご審議のうえ、意見を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、農林課衣袋農政係長の補足説明を求めます。

農林課
衣袋農政係長

今回、南陽農業振興地域整備計画農用地利用計画の変更に关しましてご意見を求めますのは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定によるものです。農用地区域から農用区域外に変更する一般除外が2件となります。

1件目の農用地区域の変更につきましては、▲▲地内において、■
■■■が資材置場を拡張する事業計画によるものです。所在は▲▲字
▲▲ 地目は田 1筆990㎡のうち農用地となっている部分55
6.50㎡を農用地から除外するものです。土地利用の計画内容は、
資材置場、碎石置場、残土埋戻しとなっています。所有者及び隣接所
所有者の同意については、全て同意済みとなっております。農振法上農
用地利用計画を変更できる要件と定められている5要件、代替性、周
辺農地への影響、用排水路等の敷設への影響、担い手への農地集積へ
の影響、土地改良事業施行後8年が経過しているかどうか、につつま
しては、事前協議会で確認し全て問題はないと判断しております。

農林課
衣袋農政係長

2件目につきまして、▲▲地内において、■■■■の住宅用地の拡張をする事業計画によるものです。所在は▲▲字▲▲、▲▲、▲▲の3筆から分筆した188㎡を農用地から除外するものです。土地利用の計画内容は、住宅の建築、物置、駐車場となっています。所有者及び隣接所有者の同意、排水承諾については、全て同意済みとなっております。変更できる5要件につきましては、事前協議会で確認し全て問題はないと判断しております。

なお、埋蔵文化財の包蔵地域とのことで、掘削調査及び手続きについて指導しており適切に進めていくつもりです。以上、説明しました事業計画により、農地利用計画等を変更することについてご承認いただけますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（高橋会長）

お諮りいたします。これより本案件について、審議に入りますが、一括して審議することについて、ご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（高橋会長）

異議なしと認めます。それでは、一括して審議いたします。

本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

……………なしの声……………

議長（高橋会長）

「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。

本案件について表決いたします。

お諮りいたします。ただ今の案件について、変更することが妥当と認められる委員は、挙手をお願いいたします。

……………全員挙手……………

議長（高橋会長）

変更を妥当とする委員が全員と認めます。

よって、本案件については、変更することが妥当である旨の意見を付することに決しました。

議長（高橋会長）

次に、日程第10 承第2号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」を上程いたします。

提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

安部事務局長

ただ今上程されました、承第2号「農業委員会事務の実施状況等の公表について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第37条において、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。」と規定されていることから、別紙「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画案」及び「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、記載のとおり、公表を行うものであります。

ご確認のうえ、承認くださるよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋会長）

ただ今、事務局長から提案理由の説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

山内事務局長補佐

ただ今提案されました、承第2号について、ご説明を申し上げます。

農業委員会事務の実施状況については、ただいま局長より説明があったとおりで、活動状況をまとめ、毎年6月30日までにホームページ上で公表をすることになっております。また、公表した事項については県にも同じく報告することとされているところです。それでは、資料をご覧ください。

1ページから3ページまでが令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画になっています。1ページの農林業センサスに基づいて記入する箇所が、農家数と農業就業者数、下の表の2段目にある経営耕地面積の3つほどありますが、この部分のみ、このたび、5年に1回公表されるセンサスの2020年集計分が公表されましたので、先月の最適化推進会議時にご説明したのから、2020農林業センサスの新たな数字に訂正させていただきました。

その他の目標の設定の数値については先月の最適化推進会議にご説明したものと同一になります。

4ページは白で、5ページ以降については、令和2年度の目標と達成に向けた活動の点検・評価になっており、12ページまで続いております。

山内事務局長補佐

5ページについてですが、先ほどの1ページ同様に、このたび5年に1回公表されるセンサスの2020年集計分が公表されましたので、先月の最適化推進会議にご説明したのから、2020農林業センサスの新たな数字に訂正させていただくと、先日の運営委員会では、ご説明いたしました。このたび県より、令和2年度の点検と評価については、2015農林業センサスの数字を記載すること、との指導がありましたので、運営委員会での説明を訂正させていただき、皆様にご説明しました先月の最適化推進会議でお配りしたのと同じもので提案いたします。1ページのみ数字が若干変更となっております。

以上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（高橋会長） これより審議に入ります。
本案件について、質疑、意見を求めます。質疑、意見はございませんか。

…………なしの声…………

議長（高橋会長） 「なし」の声がありますので、質疑、意見を終結いたします。
本案件について表決いたします。
お諮りいたします。ただいまの案件について原案のとおり承認することが妥当と認められる委員は、挙手願います。

…………全員挙手…………

議長（高橋会長） 原案のとおり承認することが妥当と認める委員が全員と認めます。
よって、本案は、原案のとおり承認することに決しました。

議長（高橋会長） 以上をもちまして、本日提案されました議題は、すべて終了いたしました。
よって、令和3年6月18日付け南農委告示第6号をもって招集いたしました南陽市農業委員会 委員総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

（閉会：ときに午後2時36分）